保全ニュース 九州

第34号 (2011年10月)

- ■保全連絡会議を九州各地で開催しました
- ■保全計画と保全台帳の整備をお願いします
- ■冬の省エネ対策について
- ■各府省の節電対策に係る取り組みに対する技術的 な協力窓口について
- ■建物の不具合をなくしましょう(その10)
- ■営繕事務所だより(鹿児島営繕事務所)

华成/多年度

建物を管理されている保全担当者の方を対象に

会議開催日

- ◆福岡・佐賀地区 7月 8日 69官署84名参加
- ◆長崎 地区 7月22日 33官署37名参加
- ◆熊本 地区 7月21日 34官署40名参加
- ◆大分 地区 7月14日 22官署28名参加
- ◆鹿児島 地区 7月15日 31官署39名参加
- ◆宮崎 地区 7月29日 20官署22名参加

主な議題

- ◇建築物等の保全の現況(九州版)
- ◇建築基礎知識・設備基礎知識
- ◇保全事例集(建築・電気・設備編)
- ◇施設の法定点検の重要性
- ◇施設機能の把握と引継について
- ◇節電対策について
- ◇災害時における備えについて

保全連絡会議とは・・・

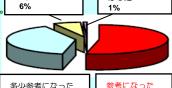
施設保全責任者及び保全担当者の方が適正な保全業務を効率的に実施して頂くために、保全に関する有効な情報提供 と意見交換を行う場として、毎年会議を開催しています。

アンケート結果

参加頂いた皆様に、会議に対するアンケートのご協力を頂きました。 ご意見・ご要望は来年度の会議に反映していきたいと考えております。

- らなかった
- 参考にならな かった

- ◇会議全体で「参考になった」との回答が53%でした。
- ◇関心度が高かった議題は「法定点検の重要性」、「建築・設備基礎知識」や「保全事例集」でした。
- ◇「議事の内容が多い。会議の進行が早い」等の意見も頂きました。議事の内容も簡潔にわかり やすく説明することを心がけると共に、各種説明資料の量及び記載内容についても検討して いきたいと思います。
- ◇「現地確認は参考になった」という意見をたくさんいただきました。



あまり参考にな

多少参考になった

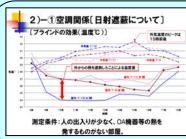
議事の評価



参加型の会議 (現地確認)

(熊本地区)

会議開催場所である熊本 地方合同庁舎を実際に廻り、 主要な点検部位と設備機器 の点検手法を紹介しました。



具体的事例の紹介

(鹿児島・宮崎地区) 節電対策の議題の中 で鹿児島営繕事務所で 実際に取り組んだ節電 対策と効果について、 実測データと共に紹介 しました。

今後の保全連絡会議では

- ◇今後の議題で要望の高かったのは下記のとおりでした。
 - ①中期保全計画書・年度保全計画
 - →立案の手法と効果的な利用
 - ②施設に関する法定点検
 - →具体的な点検方法、点検委託する際のポイント
 - ③事故・故障時の対応
 - →事故に対する法的責任、職員でできる一次対処法
- ◆今後とも保全連絡会議では、「要望の高かった上記の 議題」及び「保全に関するタイムリーな話題」を取り 上げ、"分かりやすい説明と資料づくり"を心がけた いと思います。

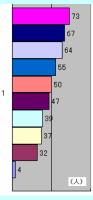
今後議題として取り上げてほしい事項

■中期保全計画書、年度保全計画の立案

■施設に関する法定点検(建築基準法・官公法に基づく点検等)

ロ事故・故障時の対応〈事故に対する法的責任、空調機器の故障時の対

- ■省エネルギーのための運用改善方策
- ■災害に備える方法(被災時の初動対応方法等)
- ■保全の基礎知識(用語・解説・ポイン小等)
- 口保全関係法令について
- □施設管理について(施設管理引き継ぎ業務等)
- ■保全業務支援システム(BIMMS N)の「保全実態調査」以外の機能 ■その他



全計画と保全台帳の整備をお願いします

今年度から九州地方整備局では「官公庁施設の建設等に関する法律」第13条3項に基づく保全実地指導の際 に、「保全計画」及び「保全台帳」の確認を行っています。平成23年度保全実態調査の結果からは、まだ「保全計 画」が未作成の施設も見られますので、作成して保全業務を計画的に実施してください。

1 保全計画は

施設の保全状況、工事履歴を勘案して保全計画を立案し、保全業務を計画的に実施することで長期的耐用性の確保 ライフサイクルコストの低減に寄与することが目的です。「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要 領について」(平成22年3月31日 国営管第482号 国営保第30号)に基づき、施設保全責任者は保全計画 を作成し、保全に関する業務を適正に実施してください。保全計画には、「中長期保全計画」と「年度保全計画」の 2種類があります。

中長期保全計画

中長期的な保全の実施内容、予定年度、概算額 を建物の部分ごとに作成し、5年ごと・大規模 修繕の後等に見直します。

年度保全計画

当該年度の点検・保守・清掃等の実施内容 実施時期概算等を記載します。







年度保全計画 (参考記入例)

年 度: 2008年度 施設名称: ●●●●庁舎

月



2 保全台帳は

建築物等の概要、官公庁施設の建設等に関する法律及び建築基準法等の点検を行った場合の点検結果、修繕 履歴等の必要な事項を記載又は記録して施設状況を把握し、適切な保全を実施することをすることを目的に作 成するものです。

建築物の概要(1)

施設基本情報及び建物の基本情報を 記載します。

建築物の概要(2)

建物ごとの仕様を記載します。

建築物等の概要(1) (参考記入例)

保全台帳 様式1(その1)

建築物等の概要(2) (参考記入例)

保全台帳 様式1(その2)





点検及び確認記録(総括表)

「建築基準法」・「官公法」・「保全の基準」に基づいた 点検を実施後、支障の有無、支障の内容等を記載します。

保全台帳 様式2(その1)



修繕履歴

修繕履歴を記載します。工事名称、実施日、 費用、工事(修繕)内容を記載します。

保全台帳 様式3 ・・・・に記載します。

様式は、九州地方整備局のホームページ 営繕部 建物の保全 保全関連様式より 保全台帳様式 http://www.qsr.mlit.go.jp/n-tatemono/hozen/siryou.html からダウンロードできますのでご利用ください。



ストップ・ザ・地球温暖化 - 冬になる前の準備 -

多の省工な対策について



適正な保守を

行えば性能が

~ 省 エ ネ の ポ イ ン ト ~

- ◆冬はウォームビズで
- ◆暖房運転時間を見直す
- ◆暖房時に窓・扉を閉める
- ◆暖房温度の設定は19℃以下に
- ◆未使用時の部屋は暖房しない
- ◆日没後はプラインドを降ろす

東日本大震災を契機に国全体が節電、省エネに取り組んでいます。 これから季節は冬に向かい益々厳しい省エネルギー対策が求められることになるかと思います。 今回は**定期点検、フィルタ清掃等**による省エネについて紹介します。

冷凍機、ボイラー等の定期点検

熱源設備で消費されるエネルギーは庁舎全体でも 大きな比率を占めています。

その能力・効率低下を防止し、無駄なエネルギー 消費とならないように定期点検を実施し予防保全を 心がけましょう。



ボイラーの定期点検



冷凍機の定期点検

維持できます。 又エネルギー 消費量も抑制 熱交換器の保守 できます。 (3年毎に薬品洗浄) 100 能加 % 10 Ю 無保守の場合には性能が低下し 50 エネルギー消費量も増えてきます。 40 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 経過年数 ターボ冷凍機の熱交換器の保守による能力変化の例

フィルターの清掃と交換

空調機やエアコンには、室内空気環境を清浄に保 つため及び、熱交換コイルにほこりが付着すること を防ぐためフィルターが使用されています。

フィルターに粉塵が蓄積されると**空気の抵抗が増** 加し消費電力も増加しますので定期的な清掃、交換 を実施しましょう。







各種フィルタ

暖房運転時の消費電力 高圧上昇にともなう消費電力UPをシミュレーション 高圧異常停止が発生する ーメンテナンスの場合 消費電力 状態での消費電力 200 ノーメンテナンス時の 平均消費電力 150 50 平均消費電力 納入初期の消費電力 フィルターのメン 定期的にメンテ テナンスを行わな ナンスした場合 かった結果、消費 4年後に故障を起こしたエアコンの 電力が50%増加 ノーメンテナンスによる消費電力増加の例 しました。

※上記の内容は「地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き」から引用しました。
詳細は、以下をご覧下さい。(http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/ondanka_tebiki.pdf) PDFファイル 1,943KB

各府省の節電対策に係る取り組みに対する技術的な協力窓口について

今年の夏は、皆様も例年以上に節電に取り組まれたと思います。これから冬を迎えますが引き続き節電の取り組み 及び地球温暖化対策に寄与する取り組みを行いましょう。

夏の節電対策を参考に引き続き取り組みを

節電の取り組みは、「保全ニュース 33号」で「身近にできる省エネ・節電のポイント」を紹介していますので参考にご覧ください。なお、紹介しました中の「空調時の設定温度」は冬は19℃を目安に、「暖房便座の通電の停止」は、暖房便座として使用される場合は設定を「ON」に切り替え、便座及び温水の温度を適温に設定していただくなどの対応が必要となりますのでご注意ください。

九州地方整備局では、各府省の官庁施設の管理者等に対する技術協力・支援に係る連絡窓口を本局及び 営繕事務所に設けていますので、お気軽にご連絡ください。

営繕部 保全指導・監督室

鹿児島営繕事務所

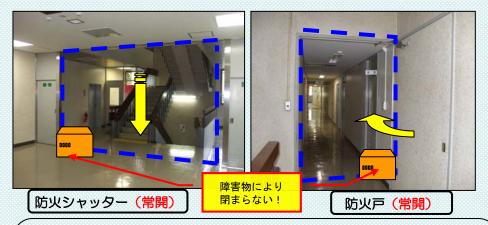
担当者 室長補佐 担当者 技術課長 熊本営繕事務所 担当者 技術課長 ※連絡先は最終ページに記載しています。



建物の不具合をなくしましょう!

安全な避難通路の確保は大丈夫?

あなたの施設にも、防火戸、防火シャッターが 設置されていませんか。





防火戸(常閉)

障害物を置かない

防火戸・防火シャッターは、火災の延焼及び煙の侵入を防ぎ、安全な避難通路を確保するために設置されている防火設備です。

上記の**常時開放されている防火戸・防火シャッタ**ーは、火災時に煙感知器や熱感知器と連動して閉鎖し防火区画を形成します。そのため軌道内に障害となる物を置かないようにしましょう。

また、右上の**常時閉鎖の防火戸**は、日常から閉鎖状態を保つ必要があります。くさび等を差し込み開放されていると、防火戸が機能せず火災を拡大させるので固定しないようにしましょう。



~営繕事務所だよい(21)~ 鹿児島営繕事務所

鹿児島営繕事務所では、入居している鹿児島合同庁舎の業務継続計画(BCP)のための資料「業務継続に係る発災後の庁舎の点検に関する技術資料(以下、技術資料)」を、鹿児島湾(錦江湾)を震源とする直下型地震発生後に、鹿児島合同庁舎の管理官署で運用していただくことを目的に作成しました。作成後に管理官署の庁舎管理職員及び庁舎管理委託業者に対して、営繕事務所職員(建築、電気設備、機械設備の各担当者)が現地にて、技術資料に基づいた点検の仕方について説明を行いました。

『技術資料』とは

発災後に庁舎を管理している庁舎管理職員の方が 点検する際の資料であり、専門的な知識を有しない 方を対象とし、庁舎が安全なのか迅速に点検できる ものとしています。

外壁タイル 落下の危険 性あり



《外部・外壁タイルの落下説明状況》

作成の支援について

技術資料の作成について、保全指導・監督室及び各 営繕事務所では作成支援を行っていますのでご相談下 さい。

発災後の庁舎の点検に関する技術資料 [資料2] [資料2] 点検師位 ①散地 (現在 1) (理由 1) (理由

地盤の沈下が見られないか。 広検方法: 自権による広検 地盤にひびが見られないか。 広検方法: 自権による点検	-	敷地内を立入禁止と する。 数地内を立入禁止と
		数地内を介入禁止と
原教が流:自然により原製		ta.
数地内が冠水していないか。 点検方法:目視による点検		敷地内を立入禁止と する。
水道管の破裂、ガス漏れの危険がないか。 点機方法:目後及びガス章による点検		敷地内を立入禁止と する。
		4
)	水道管の破裂、ガス湯れの危険がないか。 点権方法:目得及びガス単による点権	水道管の破裂、ガス漏れの危険がないか。 点検方法:目得及びガス豊による点検

事 務 局

九州地方整備局営繕部 調整課 保全企画係 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 TEL 092-476-3537 FAX 092-476-3486

E-メールフト、レス tatemono-hozen@qsr.mlit.go.jp

保全指導・監督室 保全指導係 TEL 092-476-3539 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7

熊本営繕事務所 技術課 TEL 096-355-6122

〒860-0047 熊本市春日2-10-1

鹿児島営繕事務所 技術課 TEL 099-222-5188

〒892-0816 鹿児島市山下町13-21